

事務連絡
令和4年12月7日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局地域医療計画課
医療安全推進・医務指導室

「医療法第6条の11第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める団体」の
一部改正について（周知依頼）

医療行政の推進につきましては、平素から格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

病院、診療所又は助産所の管理者は、医療法（昭和23年法律第205号）第6条の10第1項に規定する医療事故が発生した場合、同法第6条の11第1項に規定する医療事故調査を行うため、同条第2項の規定に基づき、医療事故調査等支援団体（以下「支援団体」という。）に対し、必要な支援を求めることとされています。

支援団体は、「医療法第6条の11第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める団体」（平成27年厚生労働省告示第343号）により定めていますが、今般、別添1のとおり一部改正し、別添2のとおり本日の官報にて告示しましたので、お知らせします。

貴職におかれましては、管下医療機関への周知をお願いいたします。

医療法第 6 条の 11 第 2 項の規定に基づき

厚生労働大臣が定める団体の一部を改正する件について

厚生労働省医政局地域医療計画課

1. 改正の趣旨

- 医療事故調査制度における医療事故調査等支援団体の指定は、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 6 条の 11 第 2 項において「医学医術に関する学術団体その他の厚生労働大臣が定める団体」とされている。
- 医療法第 6 条の 11 第 2 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める団体は、この「厚生労働大臣が定める団体（法人でない団体にあつては、代表者又は管理人の定めのあるものに限る。）」として、医学医術に関する学術団体、医療分野の職能団体、病院団体、病院事業を営む団体からの申出に基づき告示したものである。
- 今般、以下の団体からの申出があったことから、上記の「厚生労働大臣が定める団体」として、これらの団体を加える改正を行う。
 - ・（一社）日本周産期・新生児医学会
 - ・（一社）日本災害医学会
 - ・（一社）日本臨床栄養代謝学会
 - ・（一社）日本再生医療学会
 - ・（一社）日本インターベンショナルラジオロジー学会
 - ・（一社）日本内分泌外科学会
 - ・（公社）日本婦人科腫瘍学会
 - ・（一社）日本肝胆膵外科学会
 - ・特定非営利活動法人日本食道学会
 - ・（一社）日本美容外科学会（JSAPS）
 - ・（一社）日本美容外科学会（JSAS）
 - ・（一社）日本医療安全学会併せて、名称変更に伴う改正を行う。

2. 厚生労働大臣が定める団体

- 職能団体
 - ・（公社）日本医師会及び（一社）都道府県医師会
 - ・（公社）日本歯科医師会及び（一社）都道府県歯科医師会
 - ・（公社）日本薬剤師会及び（一社）都道府県薬剤師会
 - ・（公社）日本看護協会及び（公社）都道府県看護協会
 - ・（公社）日本助産師会及び（一社）都道府県助産師会
 - ・（一社）日本病院薬剤師会

- ・（公社）日本診療放射線技師会
- ・（一社）日本臨床衛生検査技師会
- ・（公社）日本臨床工学技士会
- 病院団体等
 - ・（一社）日本病院会及びその会員が代表者である病院
 - ・（公社）全日本病院協会及びその会員が代表者である病院
 - ・（一社）日本医療法人協会
 - ・（公社）日本精神科病院協会
 - ・（公社）全国自治体病院協議会及びその会員が代表者である病院
 - ・（一社）全国医学部長病院長会議及びその会員が代表者である大学の医学部又は病院
 - ・（公財）日本医療機能評価機構
- 病院事業者
 - ・（独）国立病院機構
 - ・（独）労働者健康福祉機構
 - ・（独）地域医療機能推進機構
 - ・（国研）国立がん研究センター
 - ・（国研）国立循環器病研究センター
 - ・（国研）国立精神・神経医療研究センター
 - ・（国研）国立国際医療研究センター
 - ・（国研）国立成育医療研究センター
 - ・（国研）国立長寿医療研究センター
 - ・日本赤十字社
 - ・（福）恩賜財団済生会
 - ・全国厚生農業協同組合連合会の会員である厚生農業協同組合連合会
 - ・（福）北海道社会事業協会
 - ・国家公務員共済組合連合会
- 学術団体
 - ・日本医学会に属する学会（合計 90 学会）
 - ・日本歯科医学会
 - ・（一社）日本医療薬学会
 - ・（一社）日本看護系学会協議会の社員である学会
 - ・（一社）医療の質・安全学会
 - ・（一社）医療安全全国共同行動
 - ・（一社）日本美容外科学会（JSAPS）
 - ・（一社）日本美容外科学会（JSAS）
 - ・（一社）日本医療安全学会

3. 告示日・適用日

告示日：令和 4 年 12 月 7 日

適用日：令和 4 年 12 月 7 日

○厚生労働省告示第三百五十号	
医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第六条の十一第二項の規定に基づき、医療法第六条の十一第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める団体（平成二十七年厚生労働省告示第三百四十三号）の一部を次の表のように改正する。	
令和四年十二月七日	
厚生労働大臣 加藤 勝信 (傍線部分は改正部分)	
改 正 後	改 正 前
医療法第六条の十一第二項の厚生労働大臣が定める団体は、公益社団法人日本医師会及び都道府県の区域を単位として設立された一般社団法人たる医師会、公益社団法人日本歯科医師会及び都道府県の区域を単位として設立された一般社団法人たる歯科医師会、公益社団法人日本薬剤師会及び都道府県の区域を単位として設立された一般社団法人たる薬剤師会、一般社団法人日本病院薬剤師会、公益社団法人日本看護協会及び都道府県の区域を単位として設立された公益社団法人たる看護協会、公益社団法人日本助産師会及び都道府県の区域を単位として設立された一般社団法人たる助産師会、公益社団法人日本臨床衛生検査技師会、一般社団法人日本臨床工学技士会、一般社団法人日本病院会及びその会員が代表者である病院、公益社団法人全日本病院協会及びその会員が代表者である病院、一般社団法人日本医療法人協会、公益社団法人日本精神科病院協会、公益社団法人全国自治体病院協議会及びその会員が代表者である病院、一般社団法人全国医学部長病院長会議及びその会	医療法第六条の十一第二項の厚生労働大臣が定める団体は、公益社団法人日本医師会及び都道府県の区域を単位として設立された一般社団法人たる医師会、公益社団法人日本歯科医師会及び都道府県の区域を単位として設立された一般社団法人たる歯科医師会、公益社団法人日本薬剤師会及び都道府県の区域を単位として設立された一般社団法人たる薬剤師会、一般社団法人日本病院薬剤師会、公益社団法人日本看護協会及び都道府県の区域を単位として設立された公益社団法人たる看護協会、公益社団法人日本助産師会及び都道府県の区域を単位として設立された一般社団法人たる助産師会、公益社団法人日本臨床衛生検査技師会、一般社団法人日本臨床工学技士会、一般社団法人日本病院会及びその会員が代表者である病院、公益社団法人全日本病院協会及びその会員が代表者である病院、一般社団法人日本医療法人協会、公益社団法人日本精神科病院協会、公益社団法人全国自治体病院協議会及びその会員が代表者である病院、一般社団法人全国医学部長病院長会議及びその会

員が代表者である大学の医学部又は病院、公益財団法人日本医療機能評価機構、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人労働者健康安全機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立研究開発法人国立がん研究センター、国立研究開発法人国立循環器病研究センター、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター、国立研究開発法人国立国際医療研究センター、国立研究開発法人国立成育医療研究センター、国立研究開発法人国立長寿医療研究センター、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会の会員である厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会、国家公務員共済組合連合会、一般社団法人日本病理学会、特定非営利活動法人日本法医学会、一般社団法人日本血液学会、一般社団法人日本内分科学会、一般社団法人日本小児科学会、一般社団法人日本感染症学会、一般社団法人日本結核・非結核性抗酸菌症学会、一般財団法人日本消化器病学会、一般社団法人日本循環器学会、公益社団法人日本精神神経学会、一般社団法人日本外科学会、公益社団法人日本整形外科学会、公益社団法人日本産科婦人科学会、公益財団法人日本眼科学会、一般社団法人日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会、公益社団法人日本皮膚科学会、一般社団法人日本泌尿器科学会、特定非営利活動法人日本口腔科学会、公益社団法人日本医学放射線学会、日本ハンセン病学会、特定非営利活動法人日本気管食道科学

員が代表者である大学の医学部又は病院、公益財団法人日本医療機能評価機構、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人労働者健康安全機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立研究開発法人国立がん研究センター、国立研究開発法人国立循環器病研究センター、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター、国立研究開発法人国立国際医療研究センター、国立研究開発法人国立成育医療研究センター、国立研究開発法人国立長寿医療研究センター、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会の会員である厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会、国家公務員共済組合連合会、一般社団法人日本病理学会、特定非営利活動法人日本法医学会、一般社団法人日本血液学会、一般社団法人日本内分科学会、一般社団法人日本小児科学会、一般社団法人日本感染症学会、一般社団法人日本結核病学会、一般財団法人日本消化器病学会、一般社団法人日本循環器学会、公益社団法人日本精神神経学会、一般社団法人日本外科学会、公益社団法人日本整形外科学会、公益社団法人日本産科婦人科学会、公益財団法人日本眼科学会、一般社団法人日本耳鼻咽喉科科学会、公益社団法人日本皮膚科学会、一般社団法人日本泌尿器科学会、特定非営利活動法人日本口腔科学会、公益社団法人日本医学放射線学会、日本ハンセン病学会、特定非営利活動法人日本気管食道科学会、一般社団法人日本アレルギー

会、一般社団法人日本アレルギー学会、公益社団法人日本化学療法学会、公益社団法人日本麻酔科学会、一般社団法人日本胸部外科学会、一般社団法人日本脳神経外科学会、一般社団法人日本輸血・細胞治療学会、一般社団法人日本糖尿病学会、一般社団法人日本神経学会、一般社団法人日本老年医学会、公益社団法人日本リハビリテーション医学会、一般社団法人日本呼吸器学会、一般社団法人日本腎臓学会、一般社団法人日本リウマチ学会、公益社団法人日本生体医工学会、日本先天異常学会、一般社団法人日本肝臓学会、一般社団法人日本形成外科学会、一般社団法人日本熱帯医学学会、一般社団法人日本小児外科学会、一般社団法人日本脈管学会、一般社団法人日本周産期・新生児医学会、一般社団法人日本人工臓器学会、一般社団法人日本消化器外科学会、一般社団法人日本臨床検査医学会、一般社団法人日本核医学会、一般社団法人日本救急医学会、一般社団法人日本心身医学会、一般社団法人日本消化器内視鏡学会、一般社団法人日本本癌治療学会、一般社団法人日本移植学会、特定非営利活動法人日本心臓血管外科学会、一般社団法人日本リンパ網内系学会、一般社団法人日本大腸肛門病学会、公益社団法人日本超音波医学会、一般社団法人日本動脈硬化学会、特定非営利活動法人日本呼吸器外科学会、一般社団法人日本集中治療医学会、一般社団法人日本臨床薬理学会、特定非営利活動法人日本高血圧学会、公益社団法人日本臨床細胞学会、一般社団法人日本透析医学会、一般社団法人日本内視鏡外科学会、一般社団法人日本肥満学会、一般社団法人日本血栓止血学会、特定非営利活動法人日本血管外科学会、特定非営利活動法人日本レーザー医学、公益社団法人日本臨床腫瘍学会、特定非営利活動法人日本呼吸器内視鏡学会、一般社団法人日本プライマリ・ケア連合学会、一般社団法人日本脊椎椎間病学会、特定非営利活動法人日本緩和医療学会、公益社団法人日本放射線腫瘍学会、一般社団法人日本熱傷学会、特

定非営利活動法人日本小児循環器学会、一般社団法人日本磁気共鳴医学会、特定非営利活動法人日本肺がん学会、一般社団法人日本胃腸学会、一般社団法人日本造血・免疫細胞療法学会、一般社団法人日本ベインクリニックス学会、一般社団法人日本病態栄養学会、一般社団法人日本災害医学会、一般社団法人日本臨床栄養代謝学会、一般社団法人日本再生医療学会、一般社団法人日本インターベンショナルラジオロジー学会、一般社団法人日本内分泌外科学会、公益社団法人日本婦人科腫瘍学会、一般社団法人日本肝胆膵外科学会、特定非営利活動法人日本食道学会、一般社団法人日本美容外科学会(Japan Society of Aesthetic Plastic Surgery)、一般社団法人日本美容外科学会(JAPAN SOCIETY OF AESTHETIC SURGERY)、日本歯科医学会、一般社団法人日本医療薬学会、一般社団法人日本看護系学会協議会、一般社団法人日本看護系学会協議会・安全学会、一般社団法人医療安全全国共同行動並びに一般社団法人日本医療安全学会とする。

気共鳴医学会、特定非営利活動法人日本肺がん学会、一般社団法人日本胃腸学会、一般社団法人日本造血細胞移植学会、一般社団法人日本ベインクリニックス学会、一般社団法人日本病態栄養学会、日本歯科医学会、一般社団法人日本医療薬学会、一般社団法人日本看護系学会協議会の社員である学会、一般社団法人医療の質・安全学会並びに一般社団法人医療安全全国共同行動とする。